

第26回 横浜市会議会のあり方調査会議題

平成17年11月28日(月) 14時
市会棟1階小会議室

1 常任委員会の再編について

2 本会議のテレビ放映のあり方について

3 その他

○次回日程： 12月5日(月) 14:00～1階 小会議室

説	明	資	料
総務局組織管理課長	吉泉	英紀	
連絡先	内線：2051		

局再編成について

1 局再編成の取組み

(1) 基本的な考え方

局再編成は、新しい行政運営の基本理念である「協働」「分権」「都市経営」を推進し、行政サービスに対する市民満足度の一層の向上を目指すため、以下の考え方を基本として、簡素で効率的・効果的な執行体制を確立しようとするものです。

- ① 市民に最も身近な基礎的自治体として、民の力が存分に発揮され、活力と個性溢れる地域社会構築に向け、行政が担う役割の的確な遂行
- ② 大都市ならではの規模や集積のメリットを十二分に生かした、市民本位の、区役所と局の効率的で効果的な権限と責任の配分
- ③ 環境の重視、既存都市施設の効率的な維持管理、持続可能な財政の確立など、時代の変化や社会経済情勢の変化に対応した都市経営の実現

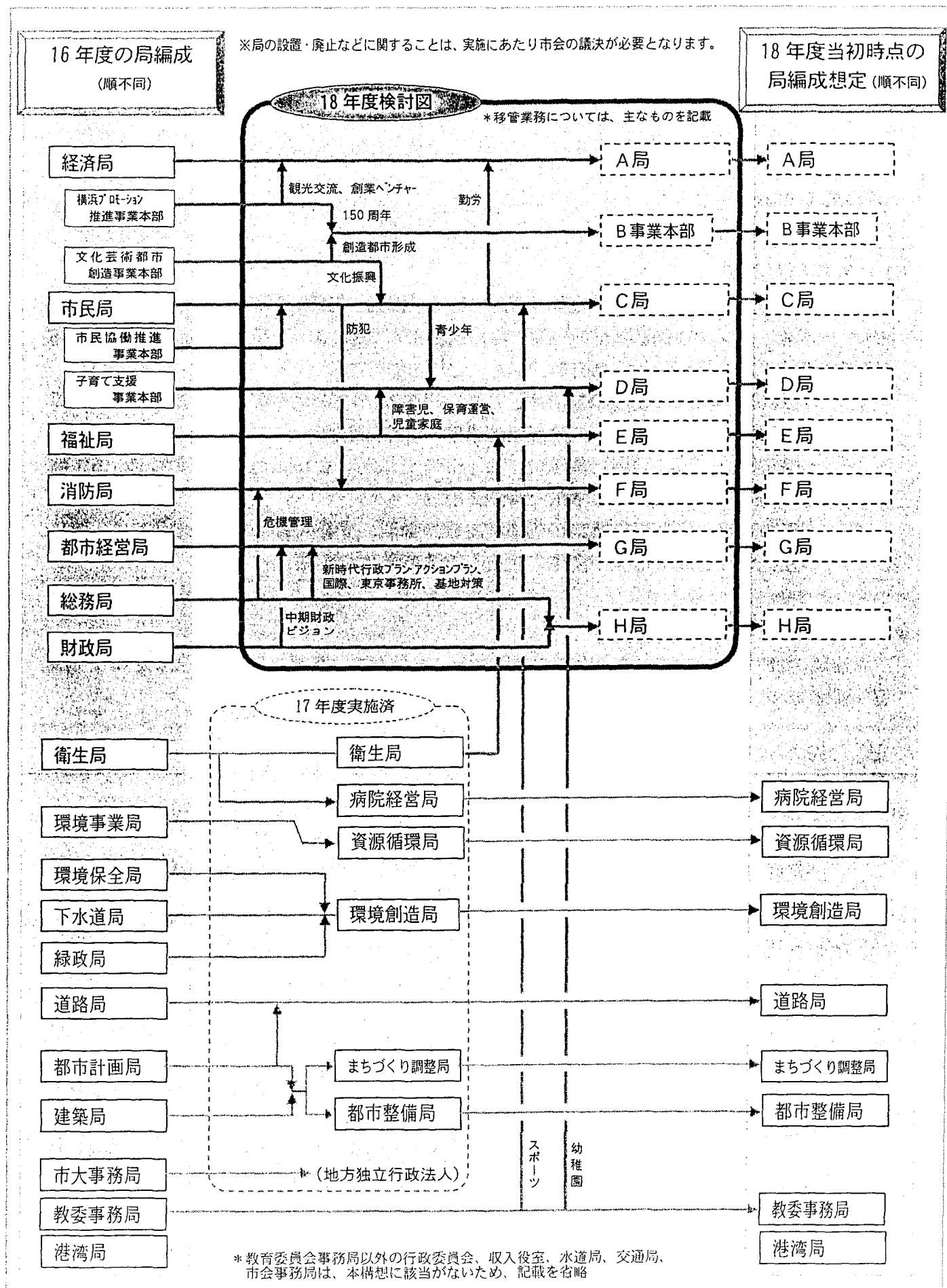
(2) 実施年次

各事業の進ちょくや関連する改革の進行などにあわせて、平成 17 年度から 2 か年で実施する計画です。

局再編成の基本構想の検討経過

- 平成 15 年 3 月 「新時代行政プラン I」の取組項目として、局機構の再編の取組みを発表
 6 月 局長級の組織改革検討プロジェクトを設置し、検討を開始
 10 月 「新時代行政プラン・アクションプラン」において、局の組織機構再編を発表
 (内容：再編理念、再編項目と関連局)
- 平成 16 年 2 月 平成 16 年度予算案とともに「局再編成の基本構想」を発表
 (内容：基本的な考え方、構想年次、主要な改革項目)
 以降、具体的な検討を推進
- 平成 17 年 4 月 平成 17 年度局再編成実施
 4 月～新体制において、18 年度再編実施分について「政策」「財政」「運営」の緊密な連動を図るなかで更なる検討を推進
 ・関係局長級会議を中心として、現状の課題や対応の方向性、新局の施策の柱などについて継続的に検討
 ・段階的に、都市経営戦略会議にて議論 (4 月、5 月、7 月、9 月、10 月)
 9 月 常任委員会で中間報告 (1 回目) を実施 (A 局～F 局)
 11 月 常任委員会で中間報告 (2 回目) を実施 (A 局～H 局)

【図表】局再編成 18 年度検討図



＜新局の理念＞

A 局

産業活力の向上や市民の多様な就業機会、安全で質の高い消費生活の実現を図り、豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展させる取組を推進する。

B 事業本部

開港 150 周年を基軸として、創造都市形成を中心に横浜の魅力をつくりだし、アピールしていく都市戦略を総合的に推進する。

C 局

市民の声をもとに、区政・市民協働を総合的に支援することにより、サービスの向上・地域力の向上を図るとともに、文化施策の総合的な推進、スポーツ活動や地域活動などの環境整備を図り、市民活動を総合的に支援する。

D 局

明日の横浜を担う子どもが将来に夢や希望をもって成長できるよう、次世代育成支援のための取組を推進する。

E 局

保健、医療、福祉施策の一体的な展開により、安心・安全に暮らせる市民生活を支援する。

F 局

市民がより安全に、安心して暮らせる街を実現するため、火災や自然災害をはじめ、様々な危機への迅速かつ的確な取組を推進する。

G 局

政策、財政、運営の連動のもとで全市的な都市経営に係る方針を策定し、リバイバルプランや改革を一層推進する。

H 局

権限委譲により局区の自律的な運営を進めるとともに、局区の事務事業を積極的に支援・調整する。

2 18年度実施検討分に関する取組み

(1) これまでの取組み

「局再編成の基本構想」に基づき、「政策」「財政」「運営」の緊密な連動を図るなかで、実現に向けた検討を段階的に進めています。

<対応>

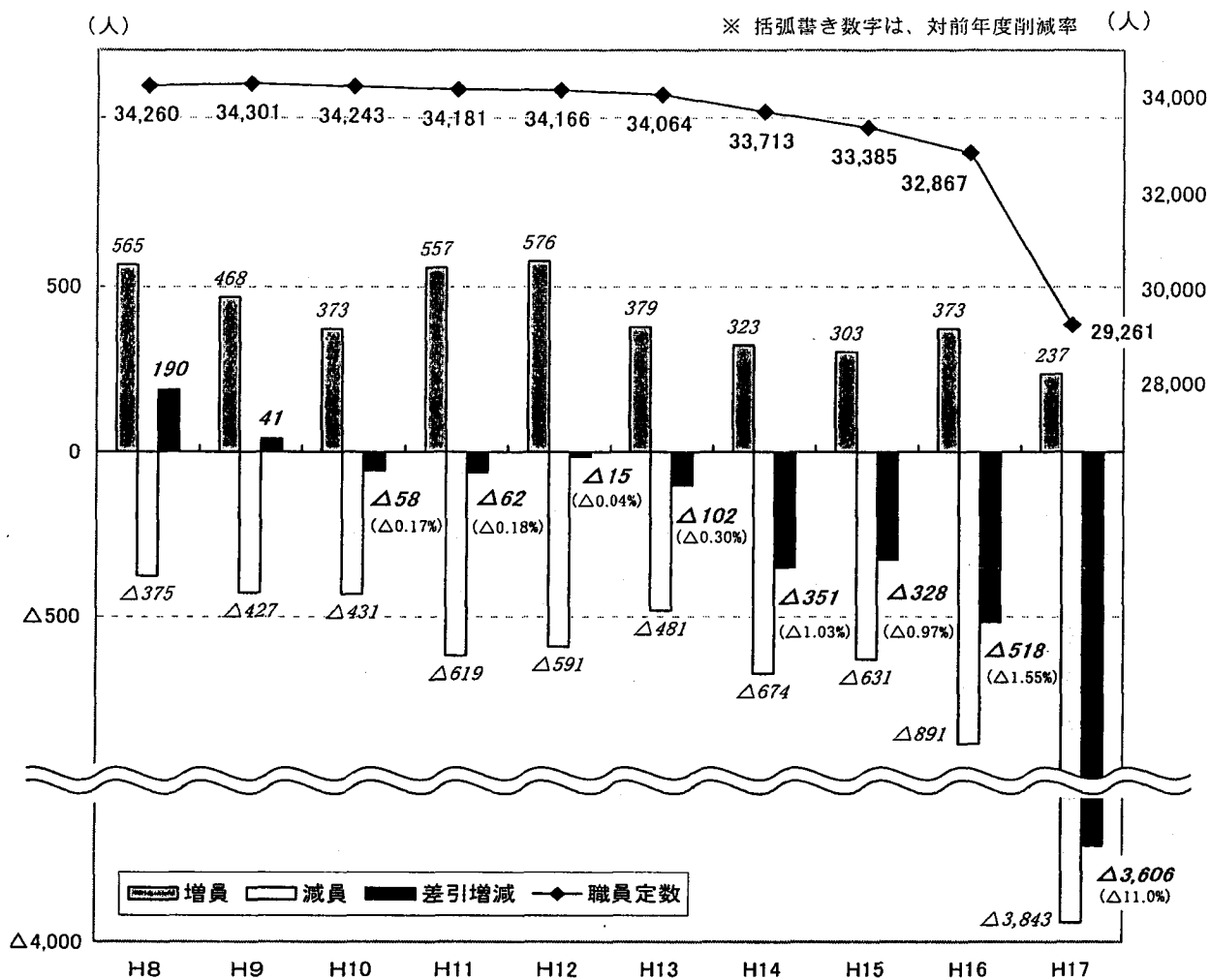
- ① 本市が直面する現状の課題認識、対応の方向性などの検討
- ② 新局が担うべき主な施策分野、再編の効果などの検討
- ③ 新局の施策展開を支える、効率的・効果的な部門のあり方について大ぐくり検討

(2) 今後、予定する取組み

- ① 具体的な「部」「課」構成についての検討と簡素効率化の徹底
部門の構成想定をもとに、引き続き具体的な「部」「課」などの構成や職員配置について検討をすすめます。
検討にあたっては、局再編成の趣旨を前提としつつ、各々の業務の見直しを行います。
これにより、現状よりも簡素で効率的な執行体制を構築します。
- ② 横浜市事務分掌条例等の改正手続
一連の局再編成に関連し、必要となる条例改正部分を今後確定し、第4回市会定例会へ議案を上程させていただく予定です。
- ③ 18年度予算案の編成
新局が再編の効果を十分に生かした事業展開を図ることができるよう、新年度予算案の編成を推進していきます。
- ④ 市民・関係団体・事業者などへの広報・周知
今後の取組みの進ちよくにあわせて適切な時機を捉え、再編の目的・内容等について、市民・関係団体・事業者などへ広報・周知をすすめます。特に、市民・事業者窓口の変更などにより混乱を生ずることがないように、十分留意してまいります。

参考資料 1

1 過去10年間の職員定数増減



2 新時代行政プラン・アクションプラン削減目標(▲2,100人)の達成状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	3か年合計	平成18年度
対前年削減数 (目標達成率)	▲ 328 人	▲ 518 人	▲ 973 人	▲ 1,819 人 (86. 6%)	▲ 281 人以上
市大法人化分 (▲2,633人)を含む			▲ 3,606 人	▲ 4,452 人	

3 平成18年度 局再編成対象局 職員数 (平成17年7月1日現在)

都市経営局	106 人	子育て支援事業本部	42 人	市民協働推進事業本部	22 人
総務局	432 人	福祉局	944 人	文化芸術都市創造事業本部	26 人
財政局	218 人	衛生局	388 人	市民局	199 人
合 計	756 人	合 計	1,374 人	合 計	247 人
消防局	3,359 人	横浜プロモーション推進事業本部	32 人	教育委員会事務局	2,866 人
		経済局	235 人		
		合 計	267 人		

経済関連局の現時点での検討状況

(1) 現状の課題・背景

- ・ 人口規模と比較して、産業の集積度が低い
- ・ 中小企業、ベンチャー企業の活性化に向けた支援の必要性
- ・ 経済の担い手の多様化や市民のライフスタイルの変化への迅速な対応
- ・ 雇用対策への本格的な取組みの強化
- ・ 観光・集客のための資源の有効活用
- ・ 開港 150 周年への取組みの強化

(2) 新局の考え方

ア ①A局の理念

産業活力の向上や市民の多様な就業機会、安全で質の高い消費生活の実現を図り、豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展させる取組を推進する。

②A局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 横浜経済のグローバル化への対応
- ・ 立地環境の整備、操業環境調整の強化
- ・ リーディング産業の集積、成長促進
- ・ 工業振興、中小企業のステージに応じた支援、株式上場までの一貫したサポート
- ・ 商店街振興、地域社会の持続的な発展支援
- ・ 雇用対策の展開と技能職振興及び消費者支援
- ・ 安全・安心な生鮮食料品の供給
- ・ 観光交流の全庁的な取組強化
- ・ 地域集客産業の育成、支援
- ・ 国際コンベンション都市の確立

イ ①B事業本部の理念

開港 150 周年を基軸として、創造都市形成を中心に横浜の魅力をつくりだし、アピールしていく都市戦略を総合的に推進する。

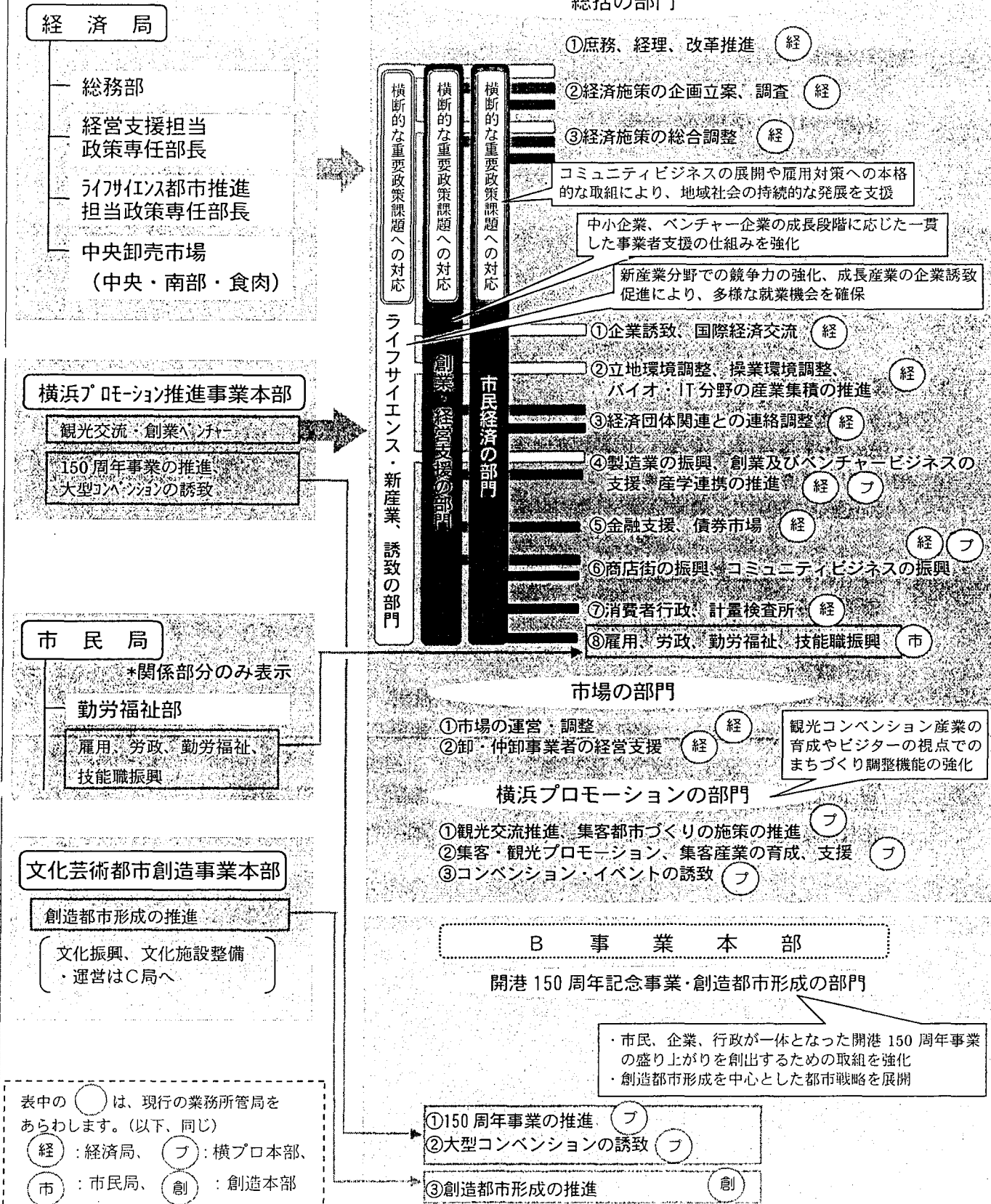
②B事業本部が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 開港 150 周年
- ・ 創造都市形成を中心とした都市戦略の総合的な展開

【図表】経済関連局再編成 実施検討図

現 行

18 年度



* ―→ は、代表的な事務事業の移管のみを示したものです。

* 今後の調整により、変更する場合があります。

* 各部・各部門の所管事務は、大ぐくりに掲載しています。

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

市民関連局の現時点での検討状況

(1) 現状の課題・背景

- ・ 情報公開、個人情報の保護の推進
- ・ 人権・男女共同参画の推進
- ・ 区政支援の充実
- ・ 広報・広聴相談機能の連携強化
- ・ 市民協働・地域活動の推進
- ・ 市民文化の振興
- ・ 市民スポーツ施策の推進

(2) 新局の考え方

①C局の理念

市民の声をもとに、区政・市民協働を総合的に支援することにより、サービスの向上・地域力の向上を図るとともに、文化施策の総合的な推進、スポーツ活動や地域活動などの環境整備を図り、市民活動を総合的に支援する。

②C局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 情報公開の推進、個人情報漏えい防止など個人情報保護の推進
- ・ 市民が互いに人権を尊重するとともに、男女が共同参画できる社会の実現に向けた取組の拡充
- ・ 地域の課題は地域で解決する区行政をさらに強化
- ・ 市民への情報発信力の向上とコールセンター事業の編入などによる広聴の機能強化
- ・ 協働部門と区政支援部門の連携強化、地域での協働を予算や制度面から総合的に支援
- ・ 文化施策の推進と市民文化活動の支援、文化施設を総合的に所管
- ・ 市民の身近なスポーツ活動を支援、スポーツ施設を総合的に所管

【図表】市民関連局再編成 実施検討図

現 行

18 年度

市 民 局 *関係部分のみ表示

総務部

庶務・労務・経理等

〔防犯対策、防犯関係機関との連絡調整はF局へ〕

市民情報室

共同参画社会推進部

男女共同参画施策

〔青少年育成施策、

青少年施設運営はD局へ〕

広報相談部

人権部

区政支援部

市民協働推進事業本部

文化芸術都市創造事業本部

文化振興、文化施設整備・運営

〔創造都市形成の推進は

B事業本部へ〕

教育委員会事務局

*関係部分のみ表示

生涯学習部

スポーツ施策推進、施設運営

〔生涯学習、文化財は引き続き教育委員会事務局〕

表中の ○ は、現行の業務所管局をあらわします。(以下、同じ)

市

協

創

教

総

市：市民局、協：協働本部、
創：創造本部、教：教委事務局、
総：総務局

C 局

総括の部門

- ①庶務・労務・経理、連絡調整等 (市)
- ②外郭団体経営・改革推進等、区局政策課題総合調整 (市)
- ③情報公開・個人情報保護制度、情報公開審査会・個人情報保護審議会運営、情報提供等 (市)

市民が互いに人権を尊重し、共に生き、その能力を発揮できる社会づくり

人権・男女共同参画の部門

- ①人権施策に関する企画・調整・啓発等 (市)
- ②男女共同参画施策、施設運営 (市)

市民協働の部門

- ①協働推進の制度、環境づくり (協)
- 情報・活動拠点等市民活動への支援
- ②自治会・町内会との協働・支援、企画調整 (協)

協働、広報広聴相談など様々な場面で区政支援部門との連携による総合的・一体的な支援の実現

広報・広聴相談の部門

- ①広報よこはま、TV／ラジオ等 (市)
- ②市民からの提案・陳情、市政参加推進会議、市民相談、コールセンター等 (市、総)

区政支援の部門

- ①区連絡調整、区予算・決算 (市)
- ②区民利用施設整備運営、区庁舎整備等 (市)
- ③区窓口に係る調整・改善、住居表示整備、住民基本台帳ネットワークシステム (市)

文化振興の部門

- ①文化振興、文化施設整備・運営 (創)

・区役所を中心とした施設の連携
・地域に密着したメニューの提供

市民スポーツ振興の部門

- ①スポーツ施策推進、施設運営 (教)

*内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

* は、代表的な事務事業の移管のみを示したものです。

* 今後の調整により、変更する場合があります。

* 各部・各部門の所管事務は、大ぐりに掲載しています。

参考資料 4

福祉衛生関連局（青少年子ども家庭部分）の現時点での検討状況

（１）現状の課題・背景

- ・ 青少年、子どもに関する所管の一元化
（民間保育所整備、「かがやけ横浜こどもプラン」 → 子育て支援事業本部
市立・民間保育所運営支援 → 福祉局
幼稚園の運営支援 → 教育委員会
「青少年プラン」 → 市民局）
- ・ 母親の妊娠期から子ども、青少年期を経て自立するまでの施策・事業の連動性の強化
- ・ 地域での子育て支援や放課後児童対応など、地域で暮らす子ども施策における障害児施策の充実
- ・ ニート・ひきこもりや発達障害など総合性が求められる新たな課題への体制の構築

（２）新局の考え方

①Ｄ局の理念

明日の横浜を担う子どもが将来に夢や希望をもって成長できるよう、次世代育成支援のための取組を推進する。

②Ｄ局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 次世代育成支援や青少年育成施策の総合的な展開
- ・ 教育委員会等との連携による、就学前・就学期の子ども施策の充実
- ・ 妊娠期から青少年期までのつながりのある施策、事業の重点的な展開
- ・ 青少年・子ども施策全体の総合調整などによる一体的な事業展開
- ・ 障害児の地域生活支援策及び専門的な支援の充実
- ・ ニートや発達障害など、新たな課題の研究と適切な対応

【図表】福祉衛生関連局（青少年子ども家庭部分）再編成 実施検討図

現 行

18 年度

子育て支援事業本部

福 祉 局 *関係部分のみ表示

児童福祉部

中央児童相談所

障害福祉部

障害児施策

（障害者施策はE局へ）

市 民 局 *関係部分のみ表示

共同参画社会推進部

青少年育成施策、青少年施設運営

（男女共同参画施策はC局へ）

教育委員会事務局

*関係部分のみ表示

教育センター

幼保小連携の推進、

幼稚園就園奨励補助金事務

教職員の研修は引き続き教育委員会事務局

表中の ○ は、現行の業務所管局をあらわします

子：子育て支援事業本部、福：福祉局、

衛：衛生局、市：市民局、

教：教委事務局

* → は、代表的な事務事業の移管のみを示したものです。

* 今後の調整により、変更する場合があります。

* 各部・各部門の所管事務は、大くりに掲載しています。

D 局

- ・ニート予防など新たな課題に対する取組の研究・支援
- ・「かがやけ横浜こどもプラン」「青少年プラン」の総合的な展開
- ・青少年育成施策における企画・調整から対策までの一貫した施策展開

総括及び青少年の部門

- ①庶務、労務・人事、公民にわたる人材育成総括、経理（子 福 市 教 衛）
- ②青少年子ども家庭施策の企画・調整、法人・施設等の監査（子 福 市 教）
- ③青少年育成施策、青少年施設運営（市）
- ④青少年相談センター（青少年の相談、支援、ひきこもり等新たな課題への対応）（福）
- ⑤放課後の児童の居場所の確保・充実（子）

- ・地域子育て支援拠点を中心としたネットワークの構築、人材育成
- ・子育てサポートシステムの充実
- ・保育所等の整備・運営指導による子育て資源の充実
- ・保育所と幼稚園の所管一元化
- ・保育と幼児教育の質の向上

子育て支援の部門

- ①地域子育て支援（子）
- ②保育所等に関する企画・調整、保育所等整備・改修、保育所設置・認可等（子 福）
- ③保育所等運営支援、保育の質の向上、多様な保育の推進（福）
- ④幼保小連携の推進、幼稚園就園奨励補助金事務（教）

- ・地域における障害児の生活支援の充実
- ・母親の妊娠期から思春期まで途切れることのない支援
- ・虐待予防対策からアフターケアまでの児童虐待対策の充実

こども福祉保健の部門

- ①母子福祉、児童福祉施設の管理、親子保健（不妊治療費助成を含む）、児童虐待防止の推進（子 福 衛）
- ②障害児（発達障害を含む）施策の研究・企画・推進、地域療育センターの管理・運営、関係機関との連携・調整（福）
- ③児童自立支援施設（生活指導を要する児童への自立支援及び相談援助）（福）
- ④児童養護施設（養護を必要とする児童、被虐待児の入所、相談）（福）
- ⑤知的障害児入所施設（知的障害児の入所、保護）（福）

児童福祉に関する第一線の専門機関である児童相談所を活用した児童虐待対策の充実

児童相談所の部門

- ①児童に関する相談、被虐待児・障害児・非行など養護を必要とする児童・家族への対応、被虐待児等養護性の高い児童の一時保護（福）
- ②施設入所児童及び支援を要する在宅の児童・家庭への自立や家族再統合に向けた継続的な支援（福）

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

福祉衛生関連局の現時点での検討状況

(1) 現状の課題・背景

- ・ 保健・医療・福祉の一体的な取り組み
- ・ 地域福祉保健を支え、地域協働を推進する仕組みづくり
- ・ 感染症対策と食中毒対策の連携など、健康危機管理体制の整備
- ・ 局と区、特に区福祉保健センターとの連携、支援

(2) 新局の考え方

① E局の理念

保健、医療、福祉施策の一体的な展開により、安心・安全に暮らせる市民生活を支援する。

② E局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 福祉保健と地域医療を連携させたサービス提供と健康づくりにより高齢者、障害者等の在宅生活を支援
- ・ サービスの充実と社会参加の促進のため、身体・知的・精神障害施策の所管を一元化
- ・ 医療と連携して生活習慣病予防などの健康増進を進め、給付費・医療費を適正化
- ・ 保健・医療・福祉人材の専門職の育成部門を統合し、体制を強化
- ・ 地域協働による福祉保健推進部門を統合し、推進施策を強化
- ・ 健康危機発生時対応を想定した体制確立
- ・ 区福祉保健センターを総合的に支援

【図表】福祉衛生関連局再編成 実施検討図

現 行

18 年度

福 祉 局

*関係部分のみ表示

総務部
地域福祉部
生活福祉部
障害福祉部
障害者施策
(障害児施策はD局へ)
高齢福祉部

衛 生 局

総務部
保健部
生活衛生部
地域医療政策部
衛生研究所

表中の ○ は、現行の業務所管局をあらわします

福：福祉局、衛：衛生局

* 今後の調整により、変更する場合があります。

* 各部・各部門の所管事務は、大ぐりに掲載しています。

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

E 局

総括の部門

- ① 庶務・予算・決算 (福 衛)
- ② 保健・医療・福祉に係る総合的な企画・調整 (福 衛)
- ③ 人事・福利厚生 (福 衛)
- ④ 横浜市福祉調整委員会
横浜市墓地等設置紛争調停委員会 (福 衛)
- ⑤ 社会福祉に係る事業等の監査 (福 衛)

区福祉保健センター支援や福祉保健人材育成など、地域の福祉・保健の一体的な取組

地域福祉保健の部門

- ① 地域福祉保健政策、福祉保健センターの福祉保健施策支援、福祉のまちづくり (福 衛)
- ② 地域人材育成、地域施設整備 (福 衛)

市民生活のセーフティネットとしての福祉施策の展開

生活福祉の部門

- ① 生活保護、寿地区対策、ホームレスの自立支援 (福 衛)
- ② 国民健康保険、国民年金 (福)
- ③ 医療費助成 (福)

身体・知的・精神障害施策の所管を一元化し、サービスの充実と社会参加を促進

障害者支援の部門

- ① 障害施策の企画・調整、身体・知的障害者福祉 (福 衛)
- ② 障害者施設の整備、運営管理 (福 衛)
- ③ 精神保健、精神障害者福祉 (衛)
- ④ 精神保健、精神障害者福祉、精神科医療の相談、精神科救急医療 (衛)
- ⑤ 知的障害者の通所保護、更生に必要な指導・訓練 (福)
- ⑥ 知的障害者入所施設の運営 (福)
- ⑦ 身体障害者、知的障害者に対する相談、判定、指導 (福)
- ⑧ 身体障害者の職業的更生 (福)

高齢者の健康づくり事業を統合し、効率的な介護予防施策を展開

高齢者支援の部門

- ① 高齢者施策の企画・調整、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画 (福 衛)
- ② 居宅サービス事業者への指導・調整、高齢者の健康づくり (福 衛)
- ③ 介護保険施設への指導・調整 (福)
- ④ 養護老人ホームの運営 (福)
- ⑤ 介護保険事務の企画・運営 (福)

市民の健康増進を図るため、予防から医療の提供まで一貫した体制の構築

保健医療政策の部門

- ① 疾病予防・医療の企画・調整、基本健診・がん検診、健康教育・指導、公害保健、その他疾病 (衛)
- ② 地域医療、救急医療、市立病院・地域中核病院・市大附属病院との連絡調整、連携強化 (衛)
- ③ 横浜市立みなと赤十字病院との調整 (衛)

健康危機の予防・発生時の迅速かつ円滑な対応の向上のため、生活衛生、感染症対策など健康危機管理部門を一元化

健康安全対策の部門

- ① 健康安全に係る企画・調整、生活衛生、環境衛生関係営業の監視・指導 (衛)
- ② 食中毒予防、食品衛生関係営業の監視・指導、動物愛護・管理 (衛)
- ③ 感染症、結核の予防、医療 (衛)
- ④ 医療に係る相談、医療法・薬事法に係る指導・許可 (衛)
- ⑤ 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理、整備 (衛)
- ⑥ 中央卸売市場内施設の監視・指導、試験、検査 (衛)
- ⑦ 獣畜類、食肉に関する試験、検査 (衛)

感染症・毒物等の迅速な検査、原因の確定を行い、市民の健康と安全を確保

検査・調査研究の部門

- ① 保健衛生に係る試験、検査、調査研究 (衛)

危機管理防災関連局の現時点での検討状況

(1) 現状の課題・背景

- ・ 全庁的な危機管理機能の強化
- ・ 地域における危機管理機能の強化
- ・ 防犯等市民生活の安全への取組の強化

(2) 新局の考え方

① F局の理念

市民がより安全に、安心して暮らせる街を実現するため、火災や自然災害をはじめ、様々な危機への迅速かつ的確な取組を推進する。

② F局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 危機管理に関して市長を直接補佐し、全局区を統括して総合的な指揮命令をする職（以下「危機管理統括の職」と記載）を設置
- ・ 危機管理に総合的に対応するためF局を置き、消防部門と危機管理部門を設置
- ・ 消防部門は、防災初動機能の強化や消防車による地域パトロール機能などを付加し、機能を充実
- ・ 危機管理部門は危機管理の統括に関する事項、シミュレーションなど総合的な計画・調整機能を担任
- ・ 発災時、夜間や休日に区役所の体制が整うまでの間、消防署に当直する職員が区災害対策本部（区災害対策警戒本部を含む）の業務である、情報の集約、市民への情報提供や避難所の開設要請などの業務を実施
- ・ 消防署長が被災現場における土木事務所や建築事務所などの庁内関連部署を総合指揮
- ・ 地域での防犯活動について、区と連携しながら支援するとともに、関係機関との総合調整を実施

【図表】危機管理防災関連局再編成 実施検討図

現 行

18 年度

危機管理統括の職

危機管理業務に係る総合的な企画調整、局・区の危機管理に関する指示・指導

消 防 局

総務部

予防部

警防部

消防訓練センター

横浜ヘリポート

消防署

総 務 局

*関係部分のみ表示

危機管理対策室

市 民 局

*関係部分のみ表示

総務部

防犯対策、防犯関係機関との
連絡調整

(庶務・労務・経理等はC局へ)

F 局

危機管理の部門

- ①危機管理に係る計画・総合調整、危機発生時の危機対処、
危機管理に係る訓練・防災訓練、危機管理に係る技術的調査・
研究・計画、危機管理に係る情報システム等

総括の部門

- ①企画、総合調整
②庶務、経理、消防団
③人事、福利厚生
④消防施設の建設、消防車両の製作

火災予防と防犯支援を一元
化することで、安全・安心な
市民生活への取組を強化

予防の部門

- ①火災予防に係る企画・連絡調整、広報・広聴、演奏活動
②防犯対策、防犯関係機関との連絡調整
③危険物施設の許認可、建築物の防火指導
④火災予防査察、防火管理指導

夜間・休日の体制を強化
することで、発災初動時
のよりの確な対応を推進

警防の部門

- ①警防、救助、災害現場の指揮、消防訓練
②通信施設の管理、119番通報の受信、出場指令、
消防隊等の管制
③警防計画、消防水利、災害の調査・分析
④救急の企画、救急医療及び救急技術の調査・研究

教育訓練の部門

- ①訓練センター庁舎・施設の管理、消防資機材の研究・開発、
特殊災害の分析
②消防職員・団員の教育訓練

ヘリポートの部門

- ①航空機による消防活動、航空隊の管制
②航空機の整備、管理

発災初動時の区役所支援として情報の
集約、市民への提供、避難所の開設要
請を行い、被災時の市民の安全を確保

消防署の部門

- ①消防署の庶務・経理、消防団、火災予防、危険物・建築物
の指導、消防隊・救急隊の運用、災害調査

表中の ○ は、現行の業務所管局を
あらわします

消：消防局、総：総務局、市：市民局

* は、代表的な事務事業の移管のみを示したものです。

* 今後の調整により、変更する場合があります。

* 各部・各部門の所管事務は、大ぐくりに掲載しています。

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、
調整を行ってまいります。

都市経営関連局の現時点での検討状況

(1) 現状の課題・背景

- ・ 市政の重要事項に関する政策立案・提案機能の充実
- ・ 市政全般に係る基本的な方針策定機能の充実
- ・ 政策、財政、運営の連動の強化
- ・ 改革推進に係る具体的な取組み及び評価の明確化
- ・ 局区の自律分権型運営をより一層進めるための行政運営支援機能の集約・強化
- ・ 庁内分権の推進と管理部門の効率化

(2) 新局の考え方

ア ①G局の理念

政策、財政、運営の連動のもとで全市的な都市経営に係る方針を策定し、リバイバルプランや改革を一層推進する。

②G局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 市政の重要事項に関する政策立案・提案機能の充実
- ・ 市政全般に係る基本的な方針策定機能の充実
- ・ リバイバルプランの策定・推進機能の一体化
- ・ 改革推進機能の一体化や評価・分析に基づく都市経営の推進による全庁的な自律分権型組織運営の確立

イ ①H局の理念

権限委譲により局区の自律的な運営を進めるとともに、局区の事務事業を積極的に支援・調整する。

②H局が担うべき主要な機能と方向性

- ・ 局区の自律分権型運営をより一層進めるための行政運営支援機能の集約・強化
- ・ 庁内分権の推進による局区の権限強化と管理部門の効率化

全庁的な行政運営の推進
人事と機構の一元化による効率的な人材活用の推進
電子市役所と行政監察の推進
財政の健全化と自律分権型予算編成の推進
市税の賦課徴収に係る各区支援の強化
入札・契約の制度改革と公有財産の利活用の推進

【図表】都市経営関連局再編成 実施検討図



考え方	○質問者の全員を紹介し、その様子を分かりやすく放映できるよう、発言上限者数17人に合わせた放映時間の構成とする。 ○これまでの各会派の質問に係る放映時間を確保できるよう配慮する。 ○これまでの質問と答弁の放映時間の構成を見直す。
-----	--

現 行	自民党 (約9分20秒)		民主党 (約9分20秒)		公明党 (約9分20秒)		ネット (約9分20秒)		共産党 (約9分20秒)		無所ク (約9分20秒)	
	質問 (約5分20秒)	答弁 (約4分)	質問 (約5分20秒)	答弁 (約4分)	質問 (約5分20秒)	答弁 (約4分)	質問 (約5分20秒)	答弁 (約4分)	質問 (約5分20秒)	答弁 (約4分)	質問 (約5分20秒)	答弁 (約4分)
	質問 (約32分)						答弁 (約24分)					

対応	自民党 (約13分10秒)		民主党 (約13分10秒)		公明党 (約9分50秒)		ネット (約6分40秒)		共産党 (約6分40秒)		無所ク (約6分40秒)	
	質問 (約10分40秒)	答弁	質問 (約10分40秒)	答弁	質問 (約8分)	答弁	質問 (約5分20秒)	答弁	質問 (約5分20秒)	答弁	質問 (約5分20秒)	答弁
	約4/17		約4/17		約3/17		約2/17		約2/17		約2/17	
	質問 (約45分)									答弁 (約11分)		

横浜市会 議会のあり方調査会報告（第7回）（案）

本調査会は、市会運営委員会の諮問事項である「インターネット中継実施に伴う、効果的かつ分かりやすい本会議のテレビ放映のあり方」のうち、平成17年第4回定例会における本会議のテレビ放映の対応についてまとめたので報告する。

《インターネット中継実施に伴う、効果的かつ分かりやすい本会議のテレビ放映のあり方（その1）》

1 検討の経過

本調査会は、「インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方」について諮問を受け、平成17年9月13日に市会運営委員会あて、最終報告（第6回報告）を行った。

その報告の中では、『定例会中継などのテレビ放映については、より一層多くの市民に視聴され、効果的な放映となることが望まれること、インターネット中継実施に伴う本会議における質問人数の増加によって、現行の各会派の割り当て時間では議員1人当たりの放映時間が短くなることがあり、審議状況をより分かりやすく放映する観点から検討を要する場合があること』を指摘した。

その後、団長会議及び市会運営委員会の協議の結果、改めて「インターネット中継実施に伴う、効果的かつ分かりやすい本会議のテレビ放映のあり方」について諮問を受けることとなった。

当該諮問を受け、本調査会では、

- (1) より一層多くの市民に視聴される効果的な放映
- (2) 審議状況がより分かりやすい放映
- (3) 本会議のテレビ放映とインターネット中継のすみわけ

の三つの視点から、本会議のテレビ放映の抜本的な見直しを進めているところである。

そして、現在までに、現行のテレビ放映については、一般質問のみが収録対象となっていること、現在の収録方法及び内容で60分番組となっていること、議会広報やインターネット中継等の他の広報手段と放映内容が重複していることなどの課題があり、今後、議会広報の観点から、視聴者にとって議会の審議状況等をより分かりやすく、効果的に伝えられるよう、さらにこれらの課題について調査・検討を進めることで認識が一致した。

一方、平成17年第4回定例会から本会議における質問人数が最大17人になることに伴い、各議員の質問を分かりやすく放映するためには、現行の番組の範囲内で必要最小限の見直しを図ることも不可欠である。

そこで、本調査会は、平成17年第4回定例会に向けて、当面の本会議のテレビ放映についても検討を行うこととした。

2 検討の結果

- (1) 平成17年第4回定例会のt v k「市会中継」(60分番組)については、各議員の質問をわかりやすく放映できるよう、発言上限者数17人に合わせた放映時間の配分とする。
- (2) 放映時間の配分については、これまでの各会派の質問に係る放映時間を確保できるよう配慮する。
- (3) 当該番組は議会広報であるという観点から、これまでの質問と答弁の放映時間の配分を見直す。

とのことで意見の一致を見た。

なお、本調査会は、平成17年第4回定例会における本会議のテレビ放映の対応は当面のものであることから、視聴者にとって議会の審議状況等をより分かりやすく、効果的に伝えられる本会議のテレビ放映について抜本的な見直しを引き続き進めるものとする。

平成17年 月 日

横浜市会 議会のあり方調査会

座 長 藤代 耕一（自民党）

副座長 森 敏明（民主党）

〃 仁田 昌寿（公明党）

委 員 横山 正人（自民党）

〃 古川 直季（自民党）

〃 高梨 晃嘉（民主党）

〃 加藤 広人（公明党）

〃 杉山 典子（ネット）

〃 中島 文雄（共産党）

〃 若林 智子（無所ク）

tvkテレビ市会中継の見直しについて

Ⅰ. 現行の放映内容

(1)収録の対象・方法	○交渉会派について本会議の一般質問(1定は予算代表質疑)のみを収録 ○質問冒頭部分及びこれに対する答弁を収録 ○質問者(議員側)と答弁者(理事者側)の放映時間の配分は概ね4対3
(2)放映の日時・長さ	○放映は、会議終了後の概ね10日以内の土・日・祝日の夜7時から8時のゴールデンタイム ○一般質問については60分の番組、予算代表質疑については85分番組 ○CATV再放映については、10局の平均で8回以上放映し、放映日・放映時間については放送局が調整
(3)他の広報手段との関係	○インターネット中継により、視聴者が見たいときに視聴できるようになった ○議会だよりにより、質問・答弁が広報されている

Ⅱ. 他都市の参考例

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
大阪府議会 (定例会報告)	オープニング	定例会概要	代表質問 (約6分) (5会派)						一般質問 (約13分) (質問者全員・18人分)													常任委員会 審議概要 (約5分)					議案の賛否	エンディング	お知らせ

- ①放送局 テレビ大阪「Let's 府議会」
 ②放送 29分番組 収録後、概ね30日以内(月曜午前10時頃)に放映
 ③その他 放映後、議会ホームページで公開

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
滋賀県議会 (委員会報告)	オープニング	委員会紹介	視察概要①	委員インタビュー(4人)				視察概要①	委員インタビュー(4人)				委員長まとめ	エンディング	

- ①放送局 びわ湖放送「委員会活動リポート」総務・政策常任委員会レポート
 ②放送 15分番組 収録後概ね30日以内(土曜、日曜の午後6時頃)に放映
 ③その他 放映後、議会ホームページで公開